

財務省第12入札等監視委員会
令和元年度第3回定例会議議事概要

開催日	令和2年4月13日(月)	
委員	委員 青野 弘(青野公認会計士事務所 公認会計士)	
	委員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委員 堺 祥子(井口・堺法律事務所 弁護士)	
審議対象期間	令和元年10月1日(火)～令和元年12月31日(火)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 基山町園部所在国有地法面对策工事 契約相手方 : 株式会社緑創(法人番号 729001039366) 契約金額 : 11,286,000円(税込) 契約締結日 : 令和元年12月5日 担当部局 : 福岡財務支局
		契約件名 : 監視艇つしま船体維持上架(定期検査受検)一式 契約相手方 : 有限会社前田造船所(法人番号 7250002010932) 契約金額 : 18,700,000円(税込) 契約締結日 : 令和元年11月15日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 長崎空港出張所非常用発電機更新 契約相手方 : 株式会社橋本商会(法人番号 9310001001750) 契約金額 : 33,550,000円(税込) 契約締結日 : 令和元年11月5日 担当部局 : 長崎税関
競争入札(物品役務等)	3件	契約件名 : 令和元年分確定申告期における備品等の賃貸借業務 契約相手方 : コーユーレンタィア株式会社(法人番号 3010401025419) 契約金額 : 39,600,214円(税込) 契約締結日 : 令和元年12月9日 担当部局 : 福岡国税局
		契約件名 : 長崎空港出張所非常用発電機更新 契約相手方 : 株式会社橋本商会(法人番号 9310001001750) 契約金額 : 33,550,000円(税込) 契約締結日 : 令和元年11月5日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : 基山町園部所在国有地法面对策工事 契約相手方 : 株式会社緑創(法人番号 729001039366) 契約金額 : 11,286,000円(税込) 契約締結日 : 令和元年12月5日 担当部局 : 福岡財務支局
随意契約(物品役務等)	-件	-
うち応札(応募)業者数 1者関連	3件	契約件名 : 長崎空港出張所非常用発電機更新 契約相手方 : 株式会社橋本商会(法人番号 9310001001750) 契約金額 : 33,550,000円(税込) 契約締結日 : 令和元年11月5日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : 令和元年分確定申告期における備品等の賃貸借業務 契約相手方 : コーユーレンタィア株式会社(法人番号 3010401025419) 契約金額 : 39,600,214円(税込) 契約締結日 : 令和元年12月9日 担当部局 : 福岡国税局
		契約件名 : 基山町園部所在国有地法面对策工事 契約相手方 : 株式会社緑創(法人番号 729001039366) 契約金額 : 11,286,000円(税込) 契約締結日 : 令和元年12月5日 担当部局 : 福岡財務支局
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【事案 1】 契約件名:基山町園部所在国有地法面对策 工事 契約相手方:株式会社 緑創 (法人番号 729001039366) 契約金額:11,286,000円(税込) 契約締結日:令和元年12月5日 担当部局:福岡財務支局</p>	
<p>一者応札かつ高落札率であることから、予定価格の積算が適正か、競争性が働いているのかについて確認したい。</p>	
<p>業者参考見積と予定価格、落札金額の差がいずれも僅少で高落札率となっている理由は何か。</p>	<p>積算に当たり業者参考見積を使用したのは、予定価格総額の4%程度であり、その他は公表資料等を使用している。 落札率が高止まりしたのは、施工数量等が明確であることから業者の積算精度が高くなり、また、1者応札で競争性に欠けていたためと考えている。</p>
<p>特殊な工事とは思えないが、1者応札となった理由は何か。</p>	<p>入札の実施に当たり、施工箇所の所在する基山町又は佐賀市に所在する複数業者に入札参加の声掛けを行ったものの、人手不足や工法に難があるとの理由により、入札参加の申込みを受けるに至らず、結果、1者応札となったもの。 より広範囲で、対応可能な業者への声掛けなどを検討する必要があると考えている。</p>
<p>令和元年8月20日付となっている業者参考見積の消費税率が10%で間違いはないか。</p>	<p>本件については、契約締結時期が税率変更後と見込まれていたため、業者参考見積についても税率10%で提出を受けたものである。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 2】 契約件名 : 監視艇つしま船体維持上架(定期検査受検)一式 契約相手方 : 有限会社前田造船所 (法人番号 7250002010932) 契約金額 : 18,7000,000円(税込) 契約締結日 : 令和元年11月15日 担当部局 : 門司税関</p>	
<p>高落札率であり、予定価格の積算が適正なのか、また、競争性が働いているのか確認したい。</p>	
<p>予定価格調書によれば、部品や工賃の算定のために多くの業者から見積りをとっている。これが、入札に参加したのが3者のみとなったのはなぜか。</p>	<p>予定価格の算定に当たり、公表資料のない部品及び工賃の算定については、実例価格を予定価格積算に取り入れるため、部品の調達が可能で造船所以外の業者からも参考見積書を徴した。 入札においては、履行可能な場所を有する造船所だけが応札に参加したものと思われる。</p>
<p>予定価格調書の諸経費割合が、事案1における業者参考見積書の一般管理費割合とは異なっているが、公共工事について、何か基準はないのか。</p>	<p>工事に係る諸雑費については、国土交通省から「公共建築工事共通費積算基準」が示されているが、本案件は、清掃、塗装、各種検査等の役務業務であるため、当基準は採用していない。 なお、本案件の諸経費には、一般管理費のほか現場経費も含まれているため、予定価格調書に記載したものは妥当だと考えている。</p>
<p>監視艇ひびきの船体維持上架(中間検査受検)の案件と同様に、高落札率であり3者応札で同じ業者が落札しているが理由はあるか。</p>	<p>本案件の主たる費用は労務費であり、一般に公表されている積算資料から積算しているため、業者もある程度予測できること、また、昨今の人件費の高騰が入札価格を押し上げた結果、高落札率につながったものと分析している。 また、本案件は第1回目の入札で落札者が決定したのに対し、監視艇ひびきでは、3回目の入札で落札者が決定しており、落札に至った経緯が異なること、また、応札した3者は、本案件と同一ではないことから、両案件が3者応札で同一落札者であることに特に理由はない。</p>
<p>入札書に内訳書を添付させることとすべきではないか。</p>	<p>入札説明書に記載のとおり、落札後において落札業者に内訳書の提出を求めている。 ご指摘のとおり、入札書に添付させ、落札者以外からも内訳書を提出させることで、予定価格積算の際に参考にできると考えられるため、今後、検討していきたい。</p>
<p>請負契約書第8条第2項に第三者への一部委託は原則禁止とあるが、これまで、同種業種で、一部の委託について、承諾を求められたことはないのか。</p>	<p>本件では、ローカルオペレーティングパネルのディスプレイ部取替修繕において、落札者から第三者委託の承諾を求められ、審査の結果、承諾している。 第三者への委託については、仕様の内容にもよるが、業務履行上、真にやむを得ない場合、かつ、履行能力を有する業者として当方が確認した場合にのみ承諾している。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 3】 契約件名 :長崎空港出張所非常用発電機更新 契約相手方 :株式会社橋本商会 (法人番号 9310001001750) 契約金額 :33,550,000円(税込) 契約締結日 :令和元年11月5日 担当部局 :長崎税関</p>	
<p>高落札率であり、1者応札であることから、予定価格の積算が適正なのか、また、競争性が働いているのか確認したい。</p>	
<p>予定価格調書の中の発電装置の市場価格調査を1者しか採用しなかったことに理由はあるか。また、諸工事においては2者からヒアリングを行っているが、うち1者が落札業者であり、他にもヒアリングできる業者はいなかったのか。</p>	<p>当初、発電装置についても諸工事と合わせて2者から価格の聞き取りを行ったが、かなりの高額であったため、メーカーに直接価格を聴取した。その結果、メーカーからの聞き取り価格が最も安価であり、予定価格として適正であると判断し、メーカー1者を市場価格調査表に記載したものである。</p>
<p>市場価格調査に際して、2者に電話聴取とあるが、両者は、現地確認を行った上で、金額を出しているのか。</p>	<p>電話により内容を説明した後、業者が現地を確認したうえで、金額を聴取している。</p>
<p>本案件が1者応札となった理由はなにか。</p>	<p>本件は、政府調達案件であり、50日以上の間を設けて公告していることから、複数の業者が参加すると期待していたものの、1者応札となった。 業者を確認したところ、昨年10月の台風19号の影響により、非常用発電機の需要が高まったことで、契約期間内に発電機の調達ができる業者がななかいなかったことが原因と考えられる。</p>
<p>機械の老朽化による更新の必要がある、との判断は誰が行うのか。</p>	<p>発電設備については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の規定により、耐用年数は15年とされているところ、本件発電機は、毎年点検しながら37年間使用していた。 しかしながら、前回の点検で業者から「次に故障したら交換部品がない。修理もできない。」と言われたことから、今回調達するに至った。</p>
<p>実際の発電機更新の期間からすると、仕様書による「保証期間1年」は相当か。</p>	<p>本件発電装置本体のメーカー保証期間は1年であり、また、一般的な機械機器の保証期間も通常は1年であることから、相当な保証期間であると認識している。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 4】 契約件名 : 令和元年分確定申告期における備品等の賃貸借業務 契約相手方 : コーユーレンティア株式会社 (法人番号 3010401025419) 契約金額 : 39,600,214円(税込) 契約締結日 : 令和元年12月9日 担当部局 : 福岡国税局</p>	
<p>高額案件であること。また、高落札率であり、1者応札であることから、予定価格の積算が適正なのか、また、競争性が働いているのか確認したい。</p>	
<p>入札書と予定価格調書それぞれの備品ごとの単価を比較すると、大半の備品は大差ないが、ある備品だけ単価差が大きいのが、何か理由はあるか。</p>	<p>本案件の予定価格の積算においては、市場価格を反映させるため、物価資料やインターネットといった公表価格や過去の契約単価等を参考にした上で、単価を積算しているが、入札書と予定価格調書それぞれに記載された品目ごとの単価の差に多少の幅が生じるのはやむを得ないと認識している。</p>
<p>同案件の過去の落札率に比べて今回の落札率が高いのには、何か理由があるか。</p>	<p>これまでの契約状況を踏まえ、予定価格の積算方法を見直したことにより、過去の落札率に比して高くなったものとする。</p>
<p>当案件は、平成28年度から同じ業者が1者応札を続けている理由があるか。例えば、レンタル品目やエリア等で分けることにより応札者の増加は見込めないのか。</p>	<p>ご指摘のとおり、過去においてエリア分けを実施したところ、複数応札になった経緯はあるが、その結果、スケールメリットが弱まったことで、単価が3割程度高くなり、全体の調達価格も上昇するなど、経済性に着目すれば、ロットが大きいほど割引率が高い、現在の一括調達がベストと考えている。 ただ過去の応札業者への声掛けや仕様書を取りに来た業者への丁寧な説明等、1者応札解消のための努力は続けていきたい。</p>